

平成25年度定時評議員会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所 平成25年5月9日（木）
午後3時30分～午後4時44分
調布市国領町3丁目8番地1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室2
 - 2 評議員の現在数 8名
 - 3 定足数 5名
 - 4 出席評議員数 8名
 - 5 審議事項
議案第1号 評議員の選任について
議案第2号 平成24年度事業報告について
議案第3号 平成24年度収支決算について
 - 6 議事の経過及びその結果
 - (1) 会議成立の報告
冒頭で事務局長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。
 - (2) 職員の紹介
組織表に基づいて、各職員より自己紹介した。
 - (3) 議長の選任
定款第18条に基づき、出席した評議員の中から選出した。
 - (4) 議事録署名人の選任
定款に基づき、出席した評議員の中から選任することを説明し、議事の審議に移った。
 - (5) 審議事項
- ア 議案第1号 評議員の選任について
事務局より次のように説明があった。
「評議員が1名、平成25年3月31日をもって退任された。後任者を資料「評議員候補者名簿」のとおりとし、平成25年4月24日に開催の理事会において決定したので提案する。後任者の経歴を配布する。任期は、定款により、退任者の任期の残任期間となる。」
審議の結果、満場一致で原案了承と決した。
評議員の選出後、評議員名簿を配付し、後任者にご挨拶をいただいた。
- イ 議案第2号 平成24年度事業報告について
事務局より次のように説明があった。
『概要』
「平成24年度は財団法人から公益財団法人に移行した大きな節目の年であった。今年度の事業としては、大きく2点ある。
1点目は、公益法人へ移行しての事業運営に関して。公社は公益法人を取得したことにより、市民の事業に対する信頼感や安心感を高めることができた。市民の期待に応えるためにも、地域における介護福祉の推進役としての役割を果たしていくことが、なお一

層求められることとなった。

こうしたことから、今年度の活動や事業の方向性を示し、計画的な事業運営を行うため、平成25年度から29年度を計画期間とする中期計画を策定した。

平成24年度は、公益法人として推進すべき事業として、地域における介護サービスの質の向上に向けた取組を中心に行った。公社が事業活動の中で収集した情報を、人材育成事業等を通じて、地域のサービス提供事業者等に提供し、公社のみならず、地域における介護サービスの質の向上に寄与した。

2点目は、介護保険制度改正への対応について。ケアマネジャーにおいては報酬の改定への対応も含め、利用者のケアプランの見直しや、これに伴うサービス内容の調整等の対応を行った。

さらに、通所介護事業においては滞在時間区分の変更が行われ、国領デイサービスやデイサービスぷちぼあんでは、利用者や介護者の状況に応じてサービス提供時間帯を変更するなどの対応を行った。

また、調布市において、第5期高齢者総合計画に沿って、高齢者支援の中核をなす地域包括支援センターの増設が行われ、公社が所管する担当地区が一部新設される包括支援センターに移管されることから、事務の引き継ぎを行った。

平成24年度は、四つの重点事業を中心に課題解決に向け取り組んだ。1点目は、「食事サービス事業の改善」。これまで進めてきた桜美林大学との調査研究や食事サービス検討委員会の答申に基づき、この食事サービス事業を担う協力会員と意見交換をしながら、改善に向けたロードマップを作成した。今後はこのロードマップに沿って、さらに協力会員との意見交換を重ね、実務的な課題の解決に向け進める。

2点目は、「認知症の方への支援」。厚生労働省が公表した「認知症施策5カ年計画」では、これまでの病院や施設を中心とする認知症ケアから、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられるように、在宅中心の認知症施策にシフトすることを目指している。認知症高齢者が在宅生活を続けるためには、地域の方々の認知症への理解や支援が必要となる。公社では、より多くの方々に認知症を正しく理解してもらうため、市内の民間事業所で開催された「認知症サポーター養成講座」に職員を講師として派遣し、公社においても同様の講座を開設するなど普及啓発と人材育成に努めた。また、公社では、認知症対応型の通所介護を2拠点展開しており、利用者と介護者の在宅生活が継続できるよう支援した。特にデイサービスぷちぼあんでは、さまざまな形でボランティアが活動しており、地域の中で認知症の方を支える施設としての役割を果たした。

3点目は、「家族介護者への支援」。介護保険制度が施行され10年余が経過し、制度は社会的に定着したが、介護保険は介護が必要な人へのサービスで、「家族介護者への支援」についてはまだまだ薄い状態にある。介護する家族の中には、日々の介護に疲れ、精神的にも孤立しがちな方がいる。公社では、こうした家族介護者を支援するため、見守りネットワーク等の機能を生かし、支援を必要とする家族介護者の発掘をするとともに、相談機能を通じて必要な支援に結びつけている。また、国領高齢者在宅サービスセンターでは、利用者の家族を対象に家族会を開催し、介護者同士の情報交換を行い、孤立化の防止に努めた。さらに、平成24年度では、「家族介護者のケアについて考える」と題して福祉講演会を実施し、家族介護者を支えることの必要性について、参加してい

ただいた方々の理解を深めることができた。

4点目は、「公益財団法人としての役割」。一つ目は、これまで公社の相談職を対象に行っていたケースカンファレンスや、ヘルパーを対象とする介護技術研修会を、他の事業所の職員にも公開し、公社のみならず、地域における介護福祉の質の向上に取り組んだ。二つ目は、高齢者の見守りについて、これまで公社が住民参加型事業で培ってきたボランティアや自治会、あるいは民生児童委員との連携を一層密にし、いざというとき気軽に声をかけられるよう、顔の見える関係づくりに努めた。また、特に見守り事業において効果が大きい市内の高齢者等へ配食を実施している食事サービス事業者との情報交換の場として、「調布市食事サービス連絡会準備会」を開催した。各事業者と高齢者への見守りを強化するため、今後も定期的に連絡会を開催していくことを確認し、食事サービスを通じて地域の見守りをより充実させる体制づくりの役割を果たしていく。

「1. 高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業」

「1 有償在宅福祉サービス事業」

平成24年度の有償事業の主な特徴であるが、同居家族がいる場合の支援や、草取り、片づけ、ごみ出しなどの公的な制度では対応できないニーズへの支援、また、骨折などの急な疾病、出産等による病状が回復するまでの間の支援や、介護保険サービスを利用するまでといった短期間の支援のニーズに対して、ホームヘルプサービス、食事サービスともに柔軟・迅速に対応した。

平成24年度末現在の利用会員数は290世帯となり、前年度と比較して3世帯の微減となった。

食事サービス事業においては、平成24年度は延べ1,098人の市民が協力会員として活動に参加し、年間4万9,284食を高齢者等の利用者に提供している。

食事サービス事業については、昨年度の「食事サービス検討委員会答申」をもとに、コスト改善などのさまざまな課題に対応するため、事務局にて「食事サービス事業のあり方に関する」報告書を作成した。

報告書では課題解決を計画的に進めるためのロードマップを示しており、平成25年度は準備・計画に当たる年度となるので、配達、調理、事務局それぞれの課題に対する具体的な取組について、平成25年4月のおなかまランナー運営協議会役員会・運営委員会に課題を提起し、現在協議を進めている。

協力会員の状況は、平成25年3月末現在の登録者は319人で、年平均の稼働率は54.3%となった。今年度においても、活動への積極的な参加を促すとともに、協力会員の登録説明会を実施し、新たな担い手を開拓しながら安定的な事業の実施・住民参加の推進に努める。

「2 生活支援コーディネート事業」, 「ちょこっとさん」

平成24年度は、多くの方にサービスを周知するため、「ちょこっとさん」の広報に力を入れ、市内の小中学校で行われる「ふれあい給食」などへ出張説明を行った。その結果、新規の相談件数は64件となり、前年度と比較すると、相談件数が24件増加している。「ちょこっとさん」については、相談や、簡単な支援の過程を通して、「困ったときに助けてもらえる機関がある」ということを知っていただく機会にもなっている。在宅生活を送る上での「安心」につなげることができたと考えている。

「3 在宅福祉サービスに関する相談事業」

総合相談窓口として、利用者や市民のさまざまなご相談に応じられるよう、公社で展開している地域包括支援センター等の他部門とも連携しながら、在宅生活上の相談等に対応した。また、医療・法律面の個々の抱える課題に対応ができるよう、医師、弁護士による相談事業を実施した。今後も、市民が安心していつでも相談できる機関として、公社の専門性を生かし、多様なニーズ・相談に対応する。

「4 居宅介護支援事業」

平成24年度は、4月の介護保険法の改正に伴い、利用者それぞれのケアプランを見直し、変更点を説明した上で、サービス事業者と連携をとりながら担当者会議を開催した。その結果、サービスの変更をスムーズに行うことができた。また、利用者全体としては、単身生活を送る認知症の方や、終末期を在宅で迎える方が多くなり、ご本人の望まれる生活のために医療機関と連携をとりながら支援体制を整えることが多くあった。

「5 地域包括支援センターゆうあい事業」

平成25年1月中旬から市内に10カ所目の地域包括支援センターが開設され、担当地区の一部変更が行われた。利用者の引き継ぎを順次行い、変更後も、10カ所の地域包括支援センターの中で最多の高齢者人口を有する地区を担当しており、地域のセーフティネットとして、また、地域包括ケアを支える拠点として、高齢者や障害を持つ方が地域で安心して暮らせるよう努めた。

平成24年度は、「孤立死を予防する」というテーマで地域ケア会議を3回開催した。単身の高齢者だけでなく、高齢夫婦世帯や家族と同居世帯であっても孤立が生じる可能性が高くなりつつあるという問題があるため、地域でどのように予防できるかを、地域の関係機関の方々とともに話し合い、理解を深めた。

「6訪問介護事業・予防訪問介護事業」

当事業は、公社職員の介護士による介護保険サービスとして、訪問介護と介護予防訪問介護サービスを提供した。

平成24年4月に介護保険改正と報酬改定が行われたことから、適切なサービス提供が行われているか見直し作業を行い、支援計画に沿ったサービス提供が行われるよう、一つひとつのケースについて再確認を行った。その結果、大きな変化につながるケースはなかったが、長年変化の少ない利用者へは、介護計画の評価と必要な変更を怠らないよう注意できた。

年間の提供実績としては、訪問介護と介護予防訪問介護を合わせて1万7,189回、時間にして1万9,690時間45分のサービスの提供を行い、昨年と比べ、訪問回数は減少したが、訪問時間数は増加した。

「7デイサービスぷちぼあん事業」

4月から介護保険法の改正に伴い、滞在時間及び提供区分が変更された。ぷちぼあんで、利用者及び家族の状況を踏まえ、10月より5時間以上7時間未満と7時間以上9時間未満の二通りの滞在時間を選択できるようにしたところ、各滞在時間の利用者割合は約5割ずつとなった。年間を通じて、新規利用者と廃止者とも同数となり、安定した利用者人数の確保ができた。

「8 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業」

平成24年度の介護報酬改定に伴い、通所介護ではサービス提供時間区分の見直しが行われた。変更にあたり、当サービスセンターでは、地域の事業所の動向や利用者、家族のご意見を伺いながら、サービス提供のあり方を調布市とも協議し、9月から変更した。大きな変更点は、一般型通所介護をこれまでの6時間10分滞在から5時間10分へ変更し、より受け入れニーズが高い、認知症対応型通所介護を6時間10分の滞在から7時間10分へ変更した。要支援者の介護予防通所介護については、従来どおりの3時間半滞在として変更していない。

公社が行うデイサービスは、地域のセーフティネットとして、虐待を含め、不適切な介護を受けている方や、また、その可能性がある方など、多くの問題を抱えている高齢者を受け入れている。平成24年度は、老人福祉法に基づく市の措置決定による受け入れも実施した。今後も関係機関と連携を密に行い、柔軟に対応していく。

「9 低栄養予防事業（いきいきクッキング）」

平成24年度においても、介護予防事業として低栄養の状態を改善するため、買い物、調理の仕方などの必要な知識を学ぶ教室形式のプログラムを実施した。参加者の身体的状況、家族との関係など、さまざまな課題などを考慮した個別プログラムを作成し、管理栄養士のアドバイスのもと、個別に取り組む課題を設定し、支援を行った。事業終了後も、参加された方が、低栄養予防への取り組みを継続できるよう、フォローアップ講座を実施した。

「10 軽度生活援助事業」

生活援助事業では、少しの支援で在宅生活が続けられる方々に対し、協力会員によるホームヘルプサービスを提供し、自立した生活への支援を行った。また、サービスを提供することで利用者の状況把握が早い段階でできることから、地域包括支援センターや民間事業所などへ速やかに情報提供を行うことが可能となり、関係機関との連携を図りながら、利用者をスムーズに介護保険制度へつなげることができた。

見守り事業については、対象者が認知症の方となり、安心した生活の継続と介護者の負担軽減を目的に、介護保険では補えない見守りサービスを、訪問介護サービスとして提供した。平成24年度の利用状況については、職員である介護士が、年間277回、283時間を提供した。年間を通じては微減傾向となるが、認知症の介護支援が今後急務となる中、介護保険サービス補完サービスとして利用者と介護者の在宅生活を支えることができた。

「11 介護保険要介護認定調査」

調布市の介護保険制度運営の円滑な遂行に協力するため、介護保険法に基づく要介護認定調査を行った。その結果、適正かつ円滑な制度運営の遂行に資することができた。

「12 障害者自立支援法におけるホームヘルプサービス事業」

地域でその人らしく生活できることを目的に、自立支援居宅介護、重度訪問介護のホームヘルプサービスの提供を行った。平成24年度の利用状況については、職員である介護士による身体介護、家事援助を年間3,927回、時間として3,810時間15分のサービスを提供した。昨年との比較では、利用回数と利用時間は微減したが、利用者の登録数は微増した。このことは、どなたか障害の訪問サービスが廃止された場合、新規の障害者を受けながらも頻回にサービスが必要な場合、複数の訪問介護事業所と協働でサービスを開

始していく傾向が強くなっていたことと、新規の希望も多い高齢者の訪問介護サービスにヘルパーの訪問時間を徐々に移行したことから、このような結果となった。

「Ⅱ. 市民福祉及び地域福祉の増進のための普及啓発, 人材育成並びに調査研究開発事業」

「13 普及啓発事業」

普及啓発事業の中核を担う福祉講演会では、重点事業の一つである「家族介護者に向けた支援を推進」するため、平成24年度においては、精神科医でもある高崎健康福祉大学渡辺俊之教授を招き、「家族介護者のケアを考える」をテーマに講演会を開催した。昨年度に引き続き、家族介護者の支援をテーマとした講演会の実施となったが、参加者は150名と、昨年度と同程度となった。

参加者からは、「これまでの介護経験に照らし合わせて共感ができた」などの感想を、アンケートを通して多くいただいた。今後においても、普及啓発、他事業を含めて、時代のニーズを的確に把握し、調布市の福祉の啓発に努める。

「14 人材育成事業」

公社の理念である「市民相互の助け合い」と「自立支援のための質の高いサービスの提供を通じてあたたかい地域づくり」を推進するため、介護の担い手や協力会員、ボランティアの育成、専門資格の取得を目指す実習生の受け入れ、講座、研修会、学習会の開催等、さまざまな「学びの場」を提供し、介護や地域福祉の担い手となる人材育成を行った。

なお、人材育成事業の「訪問介護員及び障害者児居宅介護従業者（2級）養成研修」については、介護保険法施行規則の改正により、平成25年度から、「介護職員初任者研修」に変更されている。公社においても、さらなる人材育成を推進するという観点から、新制度に対応する講座の実施に向けて現在準備を行っている。

「15 調査研究開発事業」

平成24年度においても、引き続き調布市内、市外等の関係機関と会議の場で情報交換や連携を図り、公社事業全体で質の高いケアが行えるよう情報収集、調査等を行った。住民参加型食事サービス事業の研究と開発は、平成22年度から実施してきた食事サービス事業の研究と開発については、大学との共同研究結果報告を踏まえ、公社の食事サービス事業のロードマップを作成し、その中でおなかまランナーと具体的な改善に向けて取組を行った。

また、平成23年度に実施した食事サービス検討委員会において提案された「調布市食事サービス連絡会準備会」を開催し、高齢者等に配食を実施している市内のほかの事業者との情報交換や安否確認の取組状況などを確認した。今後も、連絡会を通して食事サービス事業が担う地域包括ケアシステムの役割を構築・推進する上で、安否確認等の意義や重要性について、地域の配食事業者へ働きかけを行うとともに、連絡会で得られた情報等を公社の食事サービス事業にも生かしていく。

「16 事業運営の改善」

職責や各係担当の事業について各会議で諸課題について検討した。平成24年度の特徴は、平成24年4月に施行された介護保険制度と報酬改定についての対応である。利用者や介護者が制度の変更に対し不安にならないよう各会議等で情報共有を行うことで、制度と適正なサービスを理解し、丁寧な相談や説明に努めながら、介護者や高齢者等の生活を

支えることができた。

その他、事務の効率化については、例年、各事業について日常的に処理している事務的な諸用紙を改善するほか、会計システムの改修による見積書の精度を向上し、予算書作成や日々の会計処理との連携を実施できるようになり、予算見積もりから決算に至るまでの一連の処理が一つのシステム内で可能となった。

「17 サービスの質の向上」

公社が公益法人としての事業展開が求められる中、ケースカンファレンスに外部の関係者を招き、ともに学習会を実施し、公開研修の実施等、地域の介護従事者の資質向上に努めた。

「18 役員会・会議に関する事項」

平成24年度については、理事会を5回、評議員会を3回開催した。

「19 事業報告書附属明細書について」

定款に定めがあり、事業報告を補足するものとして理事会の決議、また、定時評議員会の承認を受けることになっている。ただし、今回は、報告すべきものは全て事業報告の中に入っていることから、「該当なし」となっている。

以上の事務局の説明に対し、評議員から次の質問があった。

「1点目は、平成24年度は公社にとって公益法人化を果たした極めて重要な1年だったと思うが、公益性に関する記述が研修の公開や食事サービスのことだけなのはどうか。公益認定への移行書類の中で述べられていた循環型システムについての取組は具体的にどうなっているのか。例えば、家族会のネットワーク化や具体的に福祉・介護業界で働く人たちへの支援など。市への提言などを含め、調査研究事業を平成25年度以降どのようにしていくのか。

2点目は、食事サービスにおける平成25年度以降の具体的な事業計画等について。

3点目は、ちょこっとさんや会員数が横ばいである点についてどのような取組をしているのか。」

この質問に対して、事務局より次のとおり説明した。

「1点目の循環型のシステムをどのように具体化していくかというところが本当に課題な部分であり、調布市や他の事業所にどう貢献できるのか考えていくことは本当に重要であると考えている。

家族会の市内のネットワーク化については、調布市内で介護者の方を支援ネットワーク化しようとする個人の方々の集まりがあり、講演会や研修会の講師を紹介し、チラシの広報等で後方支援している。平成25年度については、市内で実際に家族会を開催されている団体の方々の状況を資料として提供できるよう考えている。

政策提言やプロフェッショナルな従事者の方への支援ということも大変期待されている。研修の公開、開放だけではなく、個々のケアマネジャーの方が、公社で行っている専門相談（精神科医、内科医、弁護士）を活用し、介護保険サービスの提供だけでは解決できないニーズを、専門相談の先生に相談して解決していくことや、公社で毎月相談事業の職員で行っているケースカンファレンスに参加していただき、事例を通して、どのようにネットワークを組んで解決を図ることができるかということの一つひとつ、広げていきたいと考えている。

政策提言については、公社の介護保険事業、デイサービス、ヘルパー、地域包括支援センター、ケアマネジャーといった総合的な事業を担っているところで、虐待の方々や認知症の高齢者の方への支援が、どういったら在宅で維持できるのかというのが、私どものこの内部のサービス機関でのネットワークというか、連携でできるのかというノウハウを、ぜひ、他の事業所とどのように組んだらできるかということをし少し形にできればいいと思っているが、平成25年度には着手はできないと思われる。

2点目の食事サービス事業の課題への取組だが、桜美林大学との共同研究で、調査研究等を行いながら、食事サービス検討委員会の中で、より具体的に課題が整理されて明らかになったと考えている。食事サービス検討委員会の答申をもとに、報告書、ロードマップ等を作成しており、答申書の中でも、食事サービス事業のコスト改善が最大の課題として挙げられているので、コスト改善に取り組んでいかなければならないと考えている。具体的にコスト改善を考える中では、公社で使う食材の見直しや、協力会員の運営体制の見直しが検討課題になるかと思われる。また、利用者へ負担の軽減という課題であるとか、より広い世代等へのボランティア像の拡大も課題に挙がっている。

現在、民間事業者等も頑張り、食事サービスは増えており、質も上がっている。その中で、公社として、いかにご利用者様のニーズに応えられるサービスを提供するか、選ばれるサービスになるかということでも問われている。ロードマップに沿い、5カ年の計画を立てているので、平成25年度は準備、検討の段階ということで、おなかもランナーさんの現場のボランティアさんとも十分に協議をしながら、事業を発展できるように実施をしたいと考えている。

3点目の会員の増強については、特に賛助会員と協力会員増の拡大というところで広報を強化したいと思っている。

食事サービスについても、会員が横ばいの傾向があるので、これまでと違ってカラー刷りの、見た目でおいしそうだと思う新しいパンフレットを作成し、今後、市内の関係機関にもPRを兼ねて説明に伺う等、会員数の増員に努める。」

審議の結果、満場一致で原案了承と決した。

ウ 議案第3号 平成24年度収支決算について

事務局より次のように説明があった。

「平成24年度の公社の収支決算額は753万7,111円のプラスとなった。この主な要因としては、訪問介護事業並びにデイサービスふちぼあん事業における事業収支で520万円余のプラスに加え、投資的経費として予算編成システムの導入により固定資産が230万円余増加したことによる。

調布市からの補助や委託にかかわる事業については、受入総額3億6,670万円余に対して、それぞれ精算を行い、合計3,650万円余を返還することとなった。

平成24年度財務諸表の貸借対照表については、資産の部、流動資産は1億3,552万円余となり、その主な内容は、普通預金で9,892万円余、未収金が3,386万円余である。未収金の内訳は、国民健康保険団体連合会の介護給付費が2,401万円余、サービス利用料が956万円余で、対象件数としては1,793件となっている。

固定資産の主な内容は、基本財産3億円、事業運営基金が1,677万円余、その他固定資産

で1,524万円余, この主な内容は, 建物附属設備として記載しているヘルパーステーションと第二事務所の改修費である。

負債の部, 流動負債については, 未払金3,041万円余のうち職員の給料が1,557万円余, 社会保険料の事業主負担分として601万円余, 協力会員の活動費が268万円余, 取引業者が613万円余で, 対象件数としては51件である。

調布市預かり金は, 平成24年度の事業精算に伴う返還金である。

負債及び正味財産合計として4億6,754万2,915円。資産合計と同額であり, 貸借は一致している。

正味財産増減計算書は, 経常収益計5億5,037万3,109円から, 経常費用計5億4,283万5,998円を控除し, 当期経常増減額は753万7,111円となっている。一般正味財産期首残高と合わせ一般正味財産期末残高は9,058万491円となり, 基本財産である指定正味財産の3億円を加え, 最下段にあるとおり, 正味財産期末残高は3億9,058万491円になる。

正味財産増減計算書内訳表は, 当期経常増減額のうち公益目的事業会計の459万9,110円は, 訪問介護事業並びにぷちぼあん事業によるもので, 法人会計の293万8,001円は予算編成システムの導入によるものである。財務諸表に対する注記は, 会計方針にかかわるものなど, 財務諸表本文に対する補足説明である。財産目録は公社の保有する全ての資産と全ての負債について, 区分, 種類ごとに一覧にし, 財産状況を明らかにしたものである。収支計算書については, 当期収支差額は522万9,637円, 前期繰越収支差額と合わせ, 5,855万9,317円を繰り越すことになる。今回の決算については, 監事による決算監査を受け, その結果について理事会において報告をし, 承認を得ている。」

審議の結果, 満場一致で原案了承と決した。

以上で議事を終了し, 了解された。